

平成 29 年 6 月 22 日
公益財団法人東京観光財団

「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」実施委託
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）では、「地域資源発掘型実証プログラム事業」として、都内にある、未だ活用されていない魅力ある地域資源を発掘・活用し、旅行者誘致につなげていくために、都内観光協会等、地域で活動する団体から企画案を募集した。応募されたものの中から、TCVB が選定した企画案を元に下記のとおり事業を実施する。

東京を代表する観光資源を有する墨田区・台東区・江東区は、スカイツリー社を加えて、「東京スカイツリー・下町文化創成協議会」を組織し国内各地でプロモーションを実施してきた。

しかし、これまで各区の観光資源をそれぞれが紹介することに留まっており、「EAST TOKYO」としての観光ブランドイメージや 3 区が連携したまち歩き観光コースや旅行商品には至っていない。

そこで本事業で、「EAST TOKYO」としての観光ブランド化を企画、それに基づく観光商品の造成、モニターツアーの実施を行う。

については、企画力・実施能力等に最も優れた委託事業者を選定するに当たって、標記事業における委託事業者をプロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施するため。

2 委託内容

仕様書の通りとする。

3 事業提案上限額

金 10,000,000 円 也

※上記金額は、消費税等を含む総額とする。

4 契約の履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 2 月 28 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

（1）公募開始及び希望申出受付開始

平成 29 年 6 月 22 日（木）

- (2) 公募締切
平成29年6月28日（水）正午まで
- (3) 企画審査会への指名通知
平成29年6月29日（木）
- (4) 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間
平成29年6月29日（木）から平成29年7月3日（月）正午迄
- (5) 実施要領及び仕様書に関する質問への回答
平成29年7月4日（火）（予定）
- (6) 企画提案書及び見積書等の提出期限
平成29年7月10日（月）17時迄（必着）
- (7) 企画審査会実施日
平成29年7月11日、12日、13日のいずれか一日（予定）
- (8) 審査結果の通知
平成29年7月中旬（予定）

6 企画審査会について

- (1) 実施日 平成29年7月11日、12日、13日のいずれか一日（予定）
- (2) 実施場所 東京観光財団 5階会議室又は東京観光財団近郊会議室（予定）
- (3) 実施方法 応募者（1社3名以内）のプレゼンテーションとする
- (4) その他
- ・各社15分以内で企画提案書及び見積書について説明し、その後10分間の質疑応答を行う
 - ・開始時刻等詳細については別途指名業者あて通知する

7 企画審査会に必要な提出物と提出方法

（1）提出物

ア 企画提案書

企画提案書は、仕様書に基づき、原則以下に指定する順番にてA4版縦で提出すること。企画書のタイトルは『「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」実施委託』とすること。

① 運営体制と業務実績

（ア） 事業の運営体制（人員配置、役割分担）。再委託の場合は再委託先を含む。

（イ） 業務責任者及び本業務に携わる職員の略歴（業績を含む）

※過去に地域資源発掘型実証プログラム事業を受託した実績がある場合は、平成〇年度地域資源発掘型実証プログラム事業受託 とし、委託件名までは記載しないこと。

- (ウ) 業務スケジュール
 (エ) 地域資源を活用したイベント・モニターツアー等に関する調査・業務実績

- ② 観光ブランド化の企画・提案
- ③ まち歩き観光コースおよび商品づくり
- ④ モニターツアーの企画・実施
- ⑤ モニターツアーの広報 PR
- ⑥ モニターツアーの効果及び事業継続性の検証
- ⑦ プロモーションツールの作成と情報発信
- ⑧ 運営体制づくり
- ⑨ その他

(ア) 上記のほか、貴社独自の企画提案があれば記載してください(なお、本提案に要する経費は契約金額に含むものとします)。

イ 見積書

見積りに際しては以下の点に留意すること。

- ① 見積り総額は消費税等諸税を含む金額とすること。
- ② 経費について、金額は仕様書に記載の事業実施項目ごとに積算の上、経費内訳・細目を記載すること（経費合計は3の事業提案上限額を超えないこと）。
- ③ モニターツアー参加者より参加費を徴収する際などに発生する収益分は減額項目として見積書に記載すること。

(2) 提出部数と提出体裁

提出物	社名、ロゴマーク等	会社印	提出部数
ア 企画提案書 ※片面印刷、左上をクリップで留めたもの (製本・ステープル留め等不可)	なし	なし	10部
イ 見積書 ※各社の書式により提出可	あり なし	あり なし	1部 9部

*上記に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

郵送または持参とする（宅配便不可）

イ 提出先（宛先）

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

※提出物の封筒等に『「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」委託事業者選定企画審査会資料』と朱書すること。

(4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

8 選考の評価ポイント

企画審査会においては、東京観光財団が別途定める『「EAST TOKYO 観光ブランド化及び旅行商品造成」委託事業者選定企画審査会 審査要領』に基づき、選考する。評価のポイントについては、以下の通りとする。

(1) 事業目的の実効性・実現性

事業目的を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。

(2) イベントの企画・実施

- ・イベント実施内容が、本事業の地域資源を反映させたものになっているか。
- ・イベント実施内容は、訴求力の高いものになっているか。
- ・イベントの広報P R手法は効果的なものになっているか。

(3) 全体実施体制の信頼性

- ・事業の実施体制は、社内での連携がとれ、多元的な見方ができるものであるか。
- ・現地での事業者調整等に十分な行程を用意しているか。

(4) 経費等の妥当性

- ・提案内容に対する経費は妥当か。
- ・経費の配分は妥当か。

(5) 課題認識・積極性

- ・事業遂行にあたって、十分な認識やノウハウがあるか。
- ・熱意や積極性はみられるか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を文書にて通知する。なお、審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

- (1) 仕様書及び委託事業者選定に関する質問については、質問受付期間中電子メールにて受け付ける。
- (2) 質問についてはワード形式(別紙様式1)で作成し、メールに添付のうえ送付すること。
- (3) 質問内容については、全て財団事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けたすべて

の事業者に対し電子メールにて一斉に回答する。

※ 質問送付先メールアドレス chiiki@tcvb.or.jp

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届（別紙様式2）を提出すること。

12 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部事業課

担当：中村・深田

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話：03-5579-2682

FAX：03-5579-8785